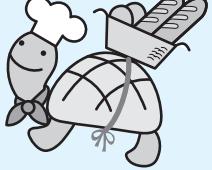


# 福祉工房 亀のパン



## ●職場やご家庭でどうぞ!

朝食には食パンや玄米パン、昼食やおやつには菓子パンや揚げパンなどいかがですか。おいしいパンがたくさんあります。

## ●蒸し暑い夏場におすすめ!

パンもおいしいけど、涼味うれしいソフトクリームも最高です。ぜひ一度ご賞味ください。

## ●私たちを応援してください!

就労者（知的障害者）・ボランティア従業員一同一丸となってがんばっています。ぜひお立ち寄りください。

## ●営業時間

### ・「亀のパン」須恵店

月曜日～土曜日 10:00～19:00

日・祝日 10:00～17:00

### ・「亀のパン」2号店（志免店）

水曜日～月曜日 11:00～17:30

毎週火曜日は定休日です。

## ●問合せ先

福祉工房 亀のパン（ボランティアセンター内）

☎ 932-1155 FAX 932-6301

## 児童手当支給対象が 引き上げられました

区長がゆく  
消防団

甲植木 大場正起（前区長会長）



「チリン、チリン、チリン こ  
ちら消防団です。ただいま防火  
週間中です。火の元にご注意く  
ださい」 おなじみ、消防団の夜  
間巡回である。

消防団は身近かな存在である

児童手当の支給対象が、こ  
れまでは未就学児まででしたが、  
法律の改正により小学3年生  
までに引き上げられました。

消防団は、常備の消防署と連  
携をとりながら、地域のより身  
近かな防災の仕事を担つている。  
消防団は、春と秋の火災予防  
運動を初め、年間かなりの業務  
を抱えていて、われわれ区長は、  
このうち正月の出初め式、3月の  
入退団式、7月のポンプ操法大

会間は、自分の仕事を持つていて、  
職業はサラリーマンから自営業、  
地方公務員など様々である。

消防団の対抗競技で、区長も  
自ずと力が入る。  
分団の各チームは、酷暑のなか、  
整列からポンプ車の駆動、発火  
点への疾走、放水、消火と、果敢  
に競技に挑む。われわれも手に  
汗握りながら、若いエネルギー  
を吸収する。

近年、若者について、無責任、  
会などに関わっている。  
なかでもポンプ操法大会は、  
消防分団の対抗競技で、区長も  
自ずと力が入る。  
分団の各チームは、酷暑のなか、  
整列からポンプ車の駆動、発火  
点への疾走、放水、消火と、果敢  
に競技に挑む。われわれも手に  
汗握りながら、若いエネルギー  
を吸収する。

わがまま、投げやりなど、芳しく  
ない評判も少なくない。また消  
防についても、体育会系のしごき  
がまかり通つてゐるといつた声  
を耳にすることもある。  
しかしながら、住民への奉仕に  
青春を燃焼させる姿は何よりも  
美しい。

安全と安心を与えてくれる消  
防団に、町民はもっと関心を持つ  
て支援していくべきだと思う。

## 体育協会がジュニアスポーツを支援します

児童手当支給対象が  
引き上げられました

▼申請に必要なもの  
・印鑑  
・厚生年金などに加入者して  
いる人は、勤務先からの年  
金加入証明書（用紙は役場  
にあります）または受給者  
の健康保険証の写し  
・転入されて来た人は、所得  
証明書  
※本年4月30日以前に転入し  
た人は、15年度の所得証明書。  
この証明書は、15年1月1  
日現在に住民票があつた市  
町村で発行します（須恵町  
であれば不要）。

児童手当の支給対象が、こ  
れまでは未就学児まででしたが、  
法律の改正により小学3年生  
までに引き上げられました。

これに伴い、小学2・3年  
生を養育している人は9月30  
日までに、役場子育て支援室  
で申請を行なつてください。  
（現在児童手当を受給してい  
ない人）

▼問合せ先  
役場子育て支援室  
☎ 932-1151

日現在に住民票があつた市  
町村で発行します（須恵町  
であれば不要）。

須恵町体育協会（安河内昌  
士会長）が、青少年スポーツ  
育成支援を目的とした、自動  
販売機「ジュニアスポーツ支援  
BOX」の設置を行いました。

この、ジュニアスポーツ支援  
BOXは、同協会がコカ・コ  
ーラウエスト・ジャパンと提携し  
て自動販売機を、町内4か所（力  
ルチャーセンター・西体育館・  
若杉の森運動公園の野球場と  
多目的グラウンド）に設置し  
ました。そして、この売り上  
げの一部を、ジュニアスポーツ  
団体の育成基金に活用します。

今後、設置台数を増やして  
いく予定ですので、この支援B  
OXを見かけたときには、ど  
うぞご利用ください。

この運動は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生  
について理解を深め、それぞれの立場において力をあわせて、  
犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的に取り組ま  
れる運動です。



## 夏の交通安全県民運動

7月20日（火）～31日（土）

### ●運動の重点

- ・子どもと高齢者の交通事故を防止しよう
- ・若者の無謀運転・交通事故を防止しよう
- ・交差点の交通事故を防止しよう

町では、（財）自治総合セン  
ターのコミュニティ助成事業を  
受けて、テント（5張）とテ  
ーブル（40台）を購入しまし  
た。

今回購入したテントは、ア  
ルミ製のため軽量で従来のテン  
トと違い、組み立てと収納が

## 集会用テント・テーブルを ご活用ください

役場社会教育課  
☎ 934-0030